

医療保険の算定項目について

当事業所は、下記の項目の算定届出をしております。

- 機能強化型訪問看護管理療養費 2
- 訪問看護管理療養費 1
- 24 時間対応体制加算
- 特別管理加算
- ターミナルケア療養費
- 精神科訪問看護基本療養費
- 訪問看護ベースアップ評価料（1）
- 訪問看護医療DX情報活用加算

※当事業所は明細書を無料で発行しております。

訪問看護医療DX情報活用加算について

当事業所は地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。これにより訪問看護医療DX情報活用加算を算定します（月1回50円）

本加算の施設基準に準じて、当事業所では下記の取り組みを実施しております。

1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求の実施。
2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制管理。
3. 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報の取得・活用。
4. 上記事項のウェブサイトへの掲載。

URL : <https://aiyukai-group.or.jp/hagiyama/houmon/>

社会医療法人社団 愛有会
訪問看護ステーションはぎやま
管理者 佐野 みゆき